よく見て買おう 認証マーク

県では、県内において生産され流通している「納豆」や「かまぼこ」「ちくわ」「あげかまぼこ」について、「地域食品認証制度事業」を実施しております。

この事業は、認証マークを表示することにより県産品の品質の向上を図るとともに、これを購入する消費者の商品選択の目安にしてもらおうというものですが、あわせて良質の県産品を愛用しようという目的で始めたものです。

現在、包装されている「納豆」や「かまぼこ類」で認証されたものについては、この認証マークと品名、原材料名、でん粉含有率（納豆にあっては水分含有率）、製造年月日、内容量、業者の住所及び事業所名が、一括表示されて流通しています。また、包装をしないで製造所において販売する場合は、一括表示を店頭に表示してあります。

それでは、認証マークが付けられ流通するまでの過程を簡単に説明してみましょう。

学識経験者の方や認証品目の業者代表の方、それに消費者代表の方及び関係行政機関で、製造施設、品質管理、品質、品質の測定方法や表示について十分審議をしていただき、各品目毎に認証基準が定められ、この基準に適合したもののみに認証マークが付けられることになります。

県では、このようにして認証された製品については、認証基準に違反していないかどうかをチェックするため成分検査等、理化学テストをしております。この結果で必要を認めた場合は是正の指示をし、これに従わなかったときは認証の取り消しをします。

いま、五十三軒の認証工場においては、認証基準に合致した「製造施設」「製品の品質」を維持するよう日夜努力をされています。

以上のようにして、付けられている「認証マーク」の製品を消費者の皆さんで育てて欲しいと思います。

麻薬・覚せい剤禍を追放しよう

本年も十月、十一月の二か月間にわたって麻薬、覚せい剤禍撲滅運動が全国一斉に実施されます。

戦後の混乱した社会情勢の中で、急激に広がった悲惨な覚せい剤禍、それに続く麻薬禍は、厳しい取締りや中毒者に対する医療措置の徹底によって鎮静化することができました。しかしながら、不幸にも最近、再び覚せい剤犯罪が全国的にまん延し、大きな社会問題となってきました。また、麻薬犯罪もいつ、再び火をふくか、油断ができません。

このような憎むべき社会悪の徹底的な撲滅を期するためには、強力な取締りを行うことも必要ですが、同時に国民一人一人にこの麻薬、覚せい剤禍の恐ろしさを十分認識していただいて、みんなでその絶滅に努力してゆかなければなりません。

「麻薬や覚せい剤は、魔の薬といわれています。」

麻薬や覚せい剤は、誤った使い方をしますと、個人にとってだけでなく社会にも計り知れない害悪をもたらす非常に危険な薬です。

麻薬は、これを続けて使用しますとやがて麻薬なしではいられない状態即ち麻薬中毒となります。そして、麻薬を入手するためには、家財を売ったり、あるいは、窃盗、詐欺、売春などの悪事を平気で犯すようになります。

また、覚せい剤を使いますと眠気や疲労がとれたように感じますが、これは一時的に疲労の自覚が消失するだけで実際は疲労が回復するわけではありません。常用していくと使用量もふえ、焦躁感、不安、被害妄想などの中毒症状が現われ、妄想や幻覚によって殺人、放火等の重大犯罪を起すことがあります。

さらに、最近青少年の間で、シンナー、接着剤等の乱用が増加し大きな社会問題となっておりますが、これも人体に対し、麻薬、覚せい剤と同様の弊害があり、この乱用者が麻薬、覚せい剤の乱用に移行した例も少くありません。シンナー、接着剤の乱用者は、「麻薬、覚せい剤乱用者の予備軍」ともいわれています。

皆さん、力を合わせて、これら薬物の乱用を追放しましょう。

不良出版物から青少年を守ろう

社会環境が青少年の人格形成に重要な要素を占めていることは申すまでもありません。

しかしながら、最近における青少年をとりまく社会環境は極めて複雑で、大きな問題を含んでいます。

なかでも、出版物が青少年に与える影響はきわめて大きく、特に最近の一部週刊誌や少年雑誌の中には、いたずらに性の解放をあおり、残虐性を助長するなど、青少年にとって好ましくない出版物が目立っています。

このような不良出版物について熊本県では、少年保護育成条例に基づき、「有害図書」としてこれを指定し、関係業界の協力を得て少年に対する販売禁止などの措置をとっております。

このほか、学校や警察、少年補導センター、婦人会等、関係機関、団体と協力して、不良出版物をはじめ、少年をとりまく環境の浄化活動に取組んでおります。

どうか県民の皆さんの積極的なご協力をお願いいたします。なお、次のことをそれぞれの立場における活動施策の一つとして推進してください。

※関係業界では

一、有害図書として指定されたものは、十八歳未満の少年には販売しない。

二、有害図書や類似図書は、成人向コーナーを設けるなど、陳列、販売方法の適正をはかる。

三、自動販売機で、有害図書と少年向図書の混合販売をしない。

※関係機関、団体では

一、有害図書は、少年に「売らない、買わない、与えない」運動を推進する。

二、「白ポスト」（有害図書を入れるポスト）の設置と利用促進をはかる。

三、良書購読運動を推進する。

※各家庭では

一、出版物について関心をもち、おとなの責任を自覚しよう。

二、青少年に好ましくない本は、家庭に持込まないようにしよう。

三、休けい室、待合室などに、不良出版物を置かないようにしよう。

四、青少年に、良い本を与えよう。

相談コーナー

○高齢者無料職業紹介所

おとしよりに生活の安定と生きがいを与える目的で、「熊本県高齢者無料職業紹介所」が設置されております。

相談内容は、

①各種相談及び指導。
②社会奉仕活動に関する相談及びあつ旋。
③仕事の指導、紹介及び後保護。
④求人開拓及び啓蒙普及。
⑤老人適職の調査研究。

などです。求職上、仕事上の悩み、相談等ご相談ください。

○所在地　熊本市手取本町八－三
熊本県福祉会館内
（〇九六三－五三－二三二二）

○日時　月～土曜日（八・三〇～十七・〇〇日・祭日を除く）

○教育センター

熊本県教育センターでは、子供が心身ともに健やかに成長するよう、本人や両親を対象とした教育相談を実施しております。

相談内容は、①学業や知能（学業に対する意欲がない。言葉がうまく話せない）。②性格や行動（友達と遊べない、登校（園）拒否をする、乱暴である）。③進路や適正となっております。教育に関する心配ごとや悩みごとをお持ちの方はお気軽にご相談ください。

○所在地　山鹿市小原
（〇九六八四－四－六六一一）

○日時　月・水・金曜日
（九・〇〇～十七・〇〇）

県広報のご案内

△広報誌
暮らしと県政・熊本　年4回

△新聞
「熊本日日新聞」　毎月第4月曜日
「朝日・毎日・読売・西日本」　各紙年7回

△テレビ
「県民のひろば」（土曜日））RKK PM2.00～2.20
「県民サロン」（日曜日）TKU AM9.00～9.20

△ラジオ
「おはようあなたの県庁です」
（日曜日を除く毎日）RKK　AM7.40～7.45
「おしらせ」（土．日を除く毎日）
NHK　PM6.50～7.00
「あすの農山漁村」　（日曜日を除く毎日）
RKK　AM6.45～6.50

△テレホンサービス
「県庁だより」　(0963) 22―4501
「くらしのダイヤル」　(0963) 22―0999